

はじめに

近年、障害者・家族をめぐって社会や政治が大きく動いている。

戦後長らく旧優生保護法を根拠に強制不妊手術を受けさせられた当事者が、国を相手に損害賠償訴訟を起こしている。国は、議員立法により被害者に一時金を支給する法律を成立させたが、それでも国からの謝罪は不十分ということで、訴訟に立ち上がった。また、家族もハンセン病の隔離政策の被害者だということで、国への損害賠償請求を起こし、家族への賠償を命じた判決が出た。原告になった当事者の一人の方は、ハンセン病を患った親と長い間別居をしたまま幼少期を過ごし、その後同居するようになったが、親子の間には違和感がぬぐいきれなかったと語る。

長い期間苦しんでこられた当事者や家族が、この問題をなかったことにしてはいけない、同じ悲劇を繰り返してはいけないという後世への思いを込めて、世に問うために立ち上がられたのだと思う。

これら一連の出来事をめぐって思うのは、いつも当事者や家族は、その時々
の施策や社会の価値観によって、分断され、対立させられ、混乱させられている
ということである。これは障害そのものに起因するものではなく、そのこと
を社会がどのように受けとめてきたのかということに規定される障害者問題で
あるという把握の視点に立つと、誰一人、傍観者であることは許されない。

障害者の権利条約の制定過程において、“Nothing about us without us”とい
うスローガンが多くの人々の共感を生んだ。具体的には、政策過程への当事者参加を
促すものであるが、これは社会の仕組みや政策立案過程において、当事者の経
験を出発点にしようという呼びかけであるともいえよう。それを可能にするた
めには、当事者の側に社会的な発信者としての主体形成の機会が保障されるこ
と、もう一方で社会の側の当事者の発信を受けとめるための享受能力を高める
ことが不可欠である。つまり“語れる当事者”と“受けとめる社会”の両側か
らの準備が必要となるのである。私たちは、その実現をめざす取り組みを行っ
てきた社会福祉実践のありように敬意を表し、そこから多くを学びながら、理
論的枠組みの構築をめざすものである。

一方で、社会を見渡してみるとより深刻な分断が進行していることを実感する。経済階層の二極化は一層進行し、自己・家族責任を強化するような言説が流布し政策のなかに盛り込まれ、多くの人々に生活のしづらさ、生きづらさが共有される時代となった。障害がある、あるいは家族に障害者がいるということは、誰にとっても予期せぬ偶発的な事象であるにもかかわらず、現在の社会において、生活問題を引き起こすリスクを大いに高めることとなる。言い換えると、障害者（家族）は貧困に陥るリスクの高い社会的集団のひとつである。

障害者問題に立ち向かうときに、生活問題を引き起こす社会的構造を含め物事の本質を見極め、自分の立ち位置を定め、周囲の者との連帯を強めることが重要となる。本書が、最近の専門職養成の過程で軽視されがちな、歴史や理念の成立背景などに多くの頁をあて、実践現場からの報告と重ね合わせたのも、障害者福祉に関する概説というよりは今日的な課題を理解するためのガイドとなることができればという思いからである。

本書は、3部構成をとっている。第Ⅰ部は、社会福祉士の国家試験対応もふまえ、障害者問題の発生要因、基本的理念の成立過程、障害者福祉の歴史の変遷、障害概念、現行制度における実情と課題など、基本的理念や基礎的知識の習得を目的とする学習内容となっている。

第Ⅱ部は、ノーマライゼーションの具現化としてより実践的課題を提起することを目的とし、住まい、仕事、余暇という3拠点を中心に、それらを権利として把握する視点と現状、そこを支える専門性について整理を行った。

第Ⅲ部は、障害者と家族のライフサイクルにおける生活問題について、それを生じさせる社会構造と実状、社会的支援の視点について提示を行った。現在の障害者福祉制度においては、様々な事業に細分化され、対象者像や事業内容も異なり、ともすれば制度に規定された業務内容の範囲でしか障害者や家族の生活を把握せずに、生活や人生が時期的、時間的に断続的なものとなってしまうことが危惧される。しかし、当然のことであるが、障害者や家族の生活は連続的なものとして存在する。だからこそ、そこに仕事として関わる専門職にとっては時間的、期間的に区切られたものであっても、生活や人生のバトンをつなぐという視点をもって、それらを相対的に捉える視点が必要となると考え

たからである。

加えて、第Ⅱ部、第Ⅲ部では、理論的な話だけではなく、実践報告として実際に障害者福祉実践に従事している専門職からも寄稿していただいた。いずれも非常にすぐれた実践報告であり、本書に書かれた理論の出発点を示すとともにその裏づけをしていただいたことに感謝している。常に、実践から学び、実践と理論の往復関係のなかで理論構築を試みたいという思いを抱く編者たちにとっては、まさに共同研究者の方々である。

また、本書においては、障害のある人のことを特段の事情がない限りは、「障害者」という表記を行った。「障害」という言葉がもつ当事者にとっては不本意な意味合いは理解しつつも、国の基本的な法律においては「障害」という表記が維持されていること、他の表現を用いることで問題の捉えが歪むことを懸念したためである。よって、執筆者において障害者については、persons with disabilities は共通認識としてある。

本書は、障害者福祉を学ぼうとする学生、さらには現在、すでに障害者福祉実践に関わっている人たちに活用されることを願っている。そして、私たちの提起する障害者問題の把握について、忌憚のないご意見を寄せていただけることを期待するものである。

2019年8月

田中智子